



## 会長挨拶

社団法人沖縄県設備設計事務所協会  
会長  
宮良洋三

皆さん、こんばんは。2団体を代表いたしまして、一言、あいさつを申し述べます。

本日は、私ども2団体のご案内に、ご来賓の方々をはじめ、たくさんの方が足を運んでくださいました。私ども協会会員一同、心より歓迎を申し上げたいと思います。

さて、私どもの協会は法人格を得て、やっと3年を終えました。いまだに社団法人として何ができるか、何をすべきかということで、模索をつづける3年間でございました。今日、やっと4回目の総会を迎えました。

私どもの協会は、経営基盤の確保の一環として、人材確保推進事業を推し進めています。昨年は、経営改善の一環として会員を対象にセミナーを開催したり、従業員のモラル向上の一環として永年勤続表彰も行ってきました。また、昨年は、沖縄における設備設計の特有さに合わせた退職規定モデルをつくり、各会員に配布するとともに、人材定着への関心を高めるとい事業を推し進めてきました。そして、経営基盤の確保の一環で、各事務所の経営実態の調査を行いました。もちろん、私ども協会の会員を対象に、各会員の、現在の経営環境の実態把握と従業員の意識調査とし、沖縄県における設備設計士の雇用環境と、仕事に対する意識調査を行い、報告書をまとめました。今後は、その報告書を分析し、各会員が各会社の経営環境や雇用環境の改善に役立てていただきたいと思います。

話は変わりますが、昨年は姉歯建築士の耐震構造偽装問題で、社会が大きく揺れた年でありました。建築士個人の職業倫理の欠如とか、もしくは現行建築士法の建築体制の構造的な欠陥とか言われていますが、現実的に建築士が建築設計をし、現場を管理する上において一人の建築士がすべてを行うということではなく、実際には、意匠、構造、設備といったおのおのの専門の担当者がそれをこなしてきていると思われまます。私ども、設備設計事務所の全国組織である日設協では、建築士法を改正し、どうにか設備設計の資格というものを法的に明確にしてほしいという法制化運動を推し進めております。昭和58年には、建築士法の一部改正され、現在の建築設備士という資格制度がスタートしておりますが、その資格は建築士に対する設備の専門的な知識をアドバイスすることができるという資格として、私たちが長いこと望んでいた資格とは程遠いものでありました。平成10年に衆参両院に対し、建築設備士に対するもっと法的な位置づけをしてほしいという請願書を出し初めて、建築設備士という名称が国会の答弁であがったと思います。しかし、その時の回答としては時期尚早だということで、流れてしまいました。あれから8年経ちました。私ども建築設備設計者にとって、追い風が吹いてきたと考えています。今度の、耐震構造偽装問題で、おそらく世の中は、現行の建築士法ではダメだろうと、建築士法を改善するという動きが見えております。全国的には、たぶん、日本建築士事務所協会連合会、そして私たちの日本設備設計事務所協会を含む、11団体の連合会で、新しく変わっていくだろうという建築基準法に対する抜本的な改正案というものの提言書を作成しています。願わくば、建築における責任はすべて建築士、建築設備における責任はすべて建築設備士というような、責任所在が明確に示される法律ができあがることを願ってやみません。

